

岡山市政テレビ制作放送等に関する業務委託〈(1)～(3)〉企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和5年12月28日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市政テレビ制作放送等に関する業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を3者特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市政テレビ制作放送等に関する業務委託〈(1)～(3)〉
- (2) 業務内容 別添仕様書(案)参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 概算予算額 各契約総額6,600,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内
- (5) 支払条件 毎月払い
- (6) 契約保証金 契約金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の100分の10以上の額(ただし、過去5年間に於いて本業務の契約実績が2回以上あり、且つ不履行なく確実に契約を履行した実績がある事業者については、免除も可能とする。)
- (7) 契約保証人 免除

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「製作等」業種細区分「テレビ・ラジオ広告、番組」に希望順位「第1希望」で登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日から令和6年2月1日(木)正午まで
仕様書等に関する質問受付	令和6年1月15日(月)午後5時まで
仕様書等に関する質問回答	令和6年1月19日(金)午後5時までに掲載
企画提案書の提出	令和6年1月22日(月)午前9時から 令和6年2月1日(木)正午まで
ヒアリングの実施	令和6年2月6日(火)頃
審査結果の通知	令和6年2月13日(火)頃

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000055783.html>）

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。なお、質問は「岡山市政テレビ制作放送等に関する業務委託企画競争に係る質問書（様式5）」で行うものとします。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市政テレビ制作放送等に関する業務委託」として、岡山市市長公室広報広聴課へ提出すること。

●電子メール：kouhouka@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市市長公室広報広聴課に持参してください。

(2) 提出書類

- ①企画競争参加申請書（様式1）
- ②業務体制（様式2）
- ③市政テレビ企画書（様式3）
- ④見積書（様式4）

(3) 提出部数 各10部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの9部（副本）

(4) 注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑤参加申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに企画競争参加辞退届（様式6）を岡山市市長公室広報広聴課に持参してください。
- ⑥提案書の各ページには、ページ数を記載してください。

8 特定方法等

(1) 審査体制

広報編集審査会（以下、「審査会」という。）で審査を行い、上位3者を最適提案者とし、次順位の提案者を次点として特定します。

(2) 審査方法

- ①審査会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。
- ②審査会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者3者と次順位の提案者（次点）1者を特定します。
- ③委員の審査点数の平均点が、60点を下回る提案については特定しないものとします。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき15分程度。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

別紙1のとおり

(5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他審査会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは、提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

審査会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

また、最適な提案者は、業務体制で提出した作業責任者を本業務の作業責任者として配置してください。ただし、当該作業責任者が病休、退職等の特別な事由がある場合に限り、同等の要件を満たす別の責任者に変更することができるものとします。この場合において、事前に市の承認を得なければなりません。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めません。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- (4) 提案書は、原則として返却しません。返却が必要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、応募者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (6) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (8) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (9) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。
- (10) 本業務に関する予算は、岡山市令和6年度当初予算案に計上し、岡山市2月定例市議会に提案する予定ですが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。なお、その場合の応募者における損害については、市は一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市市長公室広報広聴課（岡山市役所本庁舎 4 階）担当：小竹、藤原さ

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1024

FAX：(086)803-1731

電子メール：kouhouka@city.okayama.lg.jp